

第3章 政策レビュー（プログラム評価）

1 平成13年度における取組の概要

平成13年度は、中期的なプログラム評価の実施計画を策定するとともに、平成13年度着手分について検討を開始した。

平成13年5月に、政策評価会の意見を聴取した上で、「平成13年度政策評価運営方針」の一部として、今後5年間（平成13年度～平成17年度）に実施する予定の29のテーマを省議決定した。29のテーマは、国土交通省の政策課題として重要なものや、国民からの評価に対するニーズが高いもの等の観点から選定した。テーマの一覧は表3-1のとおりである。

また、ダム事業、都市圏の交通渋滞対策等、13年度着手の11テーマについて、関係部局においてそれぞれ検討に着手している。

（表3-1）平成13年度～平成17年度の政策レビュー実施予定テーマ

| |
|---|
| <p>平成13年度～平成14年度実施予定</p> <ul style="list-style-type: none">ダム事業 - 地域に与える様々な効果と影響の検証 -都市圏の交通渋滞対策 - 都市再生のための道路整備 -都心居住の推進 - 良好な居住環境の形成 -空港整備 - 国内航空ネットワークの充実 -国際ハブ港湾のあり方 - グローバル化時代へ向けて -総合保養地域の整備 - リゾート法の今日的考察 -低公害車の開発・普及 - 自動車税のグリーン化等による取り組み -道路交通の安全施策 - 幹線道路の事故多発地点対策及び自動車の安全対策等 -貨物自動車運送のあり方 - いわゆる物流二法施行後の事業のあり方の検証 -内航海運のあり方 - 内航海運暫定措置事業の今後の進め方 -河川環境改善のための水利調整 - 取水による水無川の改善 - <p>平成14年度～平成15年度実施予定</p> <ul style="list-style-type: none">都市鉄道整備のあり方 - 新たな社会的ニーズへの対応 -都市における緑地の保全・創出 - 都市緑地保全法等による施策展開の検証 -流域と一体となった総合治水対策 - 都市型豪雨等への対応 -海洋汚染に対する取り組み - 大規模油流出への対応 -流域の水環境改善 - 都市内河川等の環境悪化と汚濁物質への対応 -火山噴火への対応策 - 有珠山・三宅島の経験から -みなとのパブリックアクセスの向上 - 地域と市民のみなとの実現に向けて - <p>平成15年度～平成17年度実施予定</p> <ul style="list-style-type: none">バリアフリー社会の形成 - 交通バリアフリー法等の検証 -土地の有効利用 - 土地の流動化への取り組み -空港・港湾アクセスの推進 - 物流効率化・国際競争力強化に向け -国内航空における規制緩和 - 改正航空法による規制緩和の検証 -道路管理の充実 - 維持更新時代への対応 -総合的な海上交通安全施策 - 海難事故の防止対策 -直轄工事のゼロエミッション対策 - 建設リサイクル法の検証 -次世代航空保安システムの構築 - 航空交通の増大に向けて -台風・豪雨等に関する気象情報の充実 - 災害による被害軽減に向けて -プレジャーボートの利用改善 - 放置艇対策等の総合的な取り組み -訪日外国人観光客の受け入れの推進 - 国際交流の拡大に向けて - |
|---|

2 検討状況

平成 13 年度着手の 11 テーマの取組状況（平成 14 年 6 月現在）は表 3 - 2 のとおりである。

（表 3 - 2）平成 13 年度着手の政策レビュー取組状況

| | | |
|--------------------------|---|-----|
| ダム事業 ～地域に与える様々な効果と影響の検証～ | | 河川局 |
| 評価対象 | 洪水や濁水等、「災害による被害の軽減」や、「良質で安全な水の安定した利用の確保」を目的とするダム事業を対象に評価を行う。 | |
| 評価の必要性 | ダム事業は洪水及び濁水の軽減等の効果がある一方、周辺環境（自然環境、地域社会等）への影響等が広範囲に及ぶことから、その効果と地域に与える影響等について総合的に評価する。 | |
| 評価の視点 | <ul style="list-style-type: none"> ・洪水・濁水被害の軽減・回避等の効果の把握 ・周辺環境（自然環境、地域社会等）への影響の把握 | |
| 評価の手法 | 過去の実績調査、統計分析等 | |
| 実施体制 | 専門的な学識経験者等からなる「ダム事業のプログラム評価に関する検討委員会」を設置。 | |
| 検討状況 | 第 1 回委員会を 6 月 28 日に開催予定。委員会を 4 回程度開催し、年度内にとりまとめ予定。 | |

| | | |
|---------------------------|--|--------------|
| 都市圏の交通渋滞対策 ～都市再生のための道路整備～ | | 都市・地域整備局、道路局 |
| 評価対象 | 円滑な都市交通の確保を目的とする環状道路・バイパスの整備、ボトルネック踏切の解消等の渋滞対策を対象に評価を行う。 | |
| 評価の必要性 | 特に渋滞の著しい都市圏においては、渋滞対策の実施状況を把握し、より効率的・効果的な渋滞対策を展開する必要がある。 | |
| 評価の視点 | <ul style="list-style-type: none"> ・渋滞対策の実施状況 ・渋滞対策の実施個所における渋滞解消効果 | |
| 評価の手法 | ・渋滞状況（走行速度等）調査、分析等 | |
| 実施体制 | 道路管理者、学識経験者、交通事業者から構成される渋滞対策協議会で検討。 | |
| 検討状況 | 随時、渋滞対策協議会でフォローアップを行っており、平成 14 年度内に取りまとめることを予定。 | |

| | | |
|----------------------|---|--------------------|
| 都心居住の推進 ～良好な居住環境の形成～ | | 住宅局、国土計画局、都市・地域整備局 |
| 評価対象 | 良好で快適な住環境の形成と都心居住の再生を目指す、職住近接の住宅市街地整備と密集市街地解消等の施策を対象に評価を行う。 | |
| 評価の必要性 | 近年の地価の低迷や都心回帰の現状を踏まえ、改めて総合的・体系的に都心居住施策の有効性・必要性を検証する必要がある。 | |
| 評価の視点 | <ul style="list-style-type: none"> ・都心居住に関する実態と政策課題の把握 ・都心居住施策の必要性とその有効性の検証 | |
| 評価の手法 | 文献レビュー、統計分析 等 | |
| 実施体制 | 学識経験者、地方公共団体等からなる「都心居住施策検討委員会」を設置。 | |
| 検討状況 | これまでに委員会を 2 回開催。年度内に取りまとめ予定。 | |

| | | |
|----------------------|---|-----|
| 空港整備 ～国内航空ネットワークの充実～ | | 航空局 |
| 評価対象 | 航空需要に対応しうる容量の確保を目指すとともに、利用者の利便性向上等を目指した空港整備を対象に評価を行う。 | |
| 評価の必要性 | 国内航空ネットワークを支える空港の配置が離島を除きほぼ概成したことを踏まえ、利用者の視点から航空輸送サービスに求められているニーズを分析し、今後の空港整備のあり方を検討する必要がある。 | |
| 評価の視点 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 空港整備が国内の高速交通体系の構築に果たしてきた役割の検証 ・ 航空輸送サービスの利用者ニーズの充足度の検証 | |
| 評価の手法 | 航空輸送統計年報、航空旅客動態調査等の統計データ分析 等 | |
| 実施体制 | 学識経験者等からなる「空港整備事業の総合的・体系的評価に関する調査委員会」を設置。 | |
| 検討状況 | これまでに委員会を4回開催。年度内に取りまとめ予定。 | |

| | | |
|---------------------------|--|---------|
| 国際ハブ港湾のあり方 ～グローバル化時代へ向けて～ | | 港湾局、海事局 |
| 評価対象 | 我が国港湾の国際競争力を強化することを目指す、中枢コンテナターミナル整備、港湾荷役サービスの効率化等の国際ハブ港湾施策を対象に評価を行う。 | |
| 評価の必要性 | 我が国経済の活性化にとって重要課題である国際競争力の強化について、今後の我が国港湾の国際競争力強化施策を効果的に実施していくために、国際ハブ港湾施策の効果を検討する必要がある。 | |
| 評価の視点 | <ul style="list-style-type: none"> ・ これまでの国際ハブ港湾施策が、船舶の大型化へ十分に対応してきたか ・ 同施策が、我が国のメインポート機能として十分に維持してきたか | |
| 評価の手法 | 有識者の意見聴取 等 | |
| 実施体制 | 学識経験者及び海事関係者からなる「国際ハブ港湾のあり方政策レビュー委員会」を設置。 | |
| 検討状況 | これまでに委員会を2回開催。年度内に2回程度開催し、取りまとめ予定。 | |

| | | |
|-------------------------|---|------------------------|
| 総合保養地域の整備 ～リゾート法の今日的考察～ | | 都市・地域整備局、総合政策局、観光部、港湾局 |
| 評価対象 | ゆとりある国民生活の実現と地域の振興を目指す、総合保養地域整備法及び同法に基づく支援施策を対象に評価を行う。 | |
| 評価の必要性 | 法施行後の社会経済情勢の変化等により、総合保養地域整備を取り巻く状況が変化していることを踏まえ、これまでの総合保養地域整備に関する成果や課題を考察し、今後の総合保養地域整備のあり方を再検討する必要がある。 | |
| 評価の視点 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合保養地域整備の状況の把握 ・ 総合保養地域整備による国民生活や地域振興への効果の把握 ・ 総合保養地域の果たす今日的意義を踏まえた、総合保養地域整備制度の検証 | |
| 評価の手法 | 統計分析、有識者の意見聴取 等 | |
| 実施体制 | 「総合保養地域に関する懇談会」において、学識経験者、事業者等から意見聴取。 | |
| 検討状況 | 年度内に取りまとめ予定。 | |

| | | |
|-----------------------------------|--|-------------------|
| 低公害車の開発・普及 ~ 自動車税のグリーン化等による取り組み ~ | | 総合政策局、大臣官房、自動車交通局 |
| 評価対象 | 地球温暖化問題、大気汚染問題の解決を図るため、自動車税のグリーン化、自動車取得税の軽減措置、一般公用車への低公害車の率先導入、次世代低公害車技術評価事業等、低公害車の開発・普及のための施策について評価を行う。 | |
| 評価の必要性 | 地球温暖化問題や大気汚染問題の解決を図るための重要な施策である低公害車の開発・普及について、それを実現するための自動車税のグリーン化等の施策の成果・効果を把握する必要がある。 | |
| 評価の視点 | ・低公害車の開発・普及のための一連の施策の効果・成果の把握 | |
| 評価の手法 | データ分析、有識者の意見聴取 等 | |
| 実施体制 | 「環境自動車開発・普及総合戦略会議」主要メンバー等から意見を聴取。 | |
| 検討状況 | 年度内に取りまとめ予定。 | |

| | | |
|--|--|------------------|
| 道路交通の安全施策 ~ 幹線道路の事故多発地点対策及び自動車の安全対策等 ~ | | 道路局、自動車交通局、総合政策局 |
| 評価対象 | 道路交通の安全を目指す、幹線道路における交通安全対策、車両の安全基準の拡充・強化施策及び事業用自動車の安全対策の各施策を対象に評価を行う。 | |
| 評価の必要性 | 依然として深刻な交通事故状況を改善し、交通安全基本計画等における目標を着実に達成するため、道路交通の安全施策の効果や今後の課題について明らかにする必要がある。 | |
| 評価の視点 | <ul style="list-style-type: none"> ・事故多発地点緊急対策事業による効果の検証 ・自動車の安全基準の拡充・強化による効果の検証 ・事業用自動車の安全対策による効果の検証 | |
| 評価の手法 | 統計分析、モデル分析、アンケート調査、文献レビュー 等 | |
| 実施体制 | 幹線道路における交通安全対策、車両の安全基準の強化・拡充、事業用自動車の安全対策についてそれぞれ学識経験者等からの助言や検討会での議論等を踏まえて評価を実施。 | |
| 検討状況 | 年度内に取りまとめ予定。 | |

| | | |
|---------------------------------------|---|------------------|
| 貨物自動車運送のあり方 ~ いわゆる物流二法施行後の事業のあり方の検証 ~ | | 自動車交通局、政策統括官（物流） |
| 評価対象 | 利用者ニーズの多様化に対応した効率的なサービスと安全な輸送を提供することを目指す、貨物自動車運送事業法及び貨物運送取扱事業法に基づく貨物自動車運送に関する諸施策を対象に評価を行う。 | |
| 評価の必要性 | 法制定時における需給調整規制の廃止等の規制緩和や過労・過積載運転の禁止等の安全規制の強化などの効果を検証するとともに、情報化の進展等社会状況の変化を踏まえた今後の貨物自動車運送のあり方を検討する必要がある。 | |
| 評価の視点 | <ul style="list-style-type: none"> ・法に基づく諸施策により、貨物自動車運送に係る市場の活性化や輸送の安全性の向上がどの程度達成されているかを検証 ・社会環境の変化を踏まえた課題の抽出 | |
| 評価の手法 | ・輸送指標等の統計データの分析、アンケート調査 等 | |
| 実施体制 | 学識経験者等からなる「貨物自動車運送事業及び貨物運送取扱事業の在り方に関する懇談会」を設置。 | |
| 検討状況 | 年度内に取りまとめ予定。 | |

| | | |
|------------------------------|---|-----|
| 内航海運のあり方 ～内航海運暫定措置事業の今後の進め方～ | | 海事局 |
| 評価対象 | 内航海運市場の公正で自由な競争環境への移行と、船腹過剰の解消と船舶の近代化を促進を目指す、内航海運暫定措置事業を対象に評価を行う。 | |
| 評価の必要性 | 近年の物流効率化や環境保全の要請の高まりの中で国内物流の4割を占める内航海運の一層の活性化を図るため、内航海運暫定措置事業について効果の分析を行う必要がある。 | |
| 評価の視点 | ・これまでの内航海運暫定措置事業の実施による影響、効果等 | |
| 評価の手法 | 統計分析 等 | |
| 実施体制 | 学識経験者、内航海運業界、荷主団体、金融機関からなる「次世代内航海運懇談会暫定措置事業部会」を設置。 | |
| 検討状況 | これまでに部会を4回開催。年度内に取りまとめ予定。 | |

| | | |
|------------------------------|--|-----|
| 河川環境改善のための水利調整 ～取水による水無川の改善～ | | 河川局 |
| 評価対象 | 河川環境の改善を目的とした、発電水利権の調整による安定した河川維持流量の確保について評価を行う。 | |
| 評価の必要性 | 発電等の取水により水枯れが発生し、水環境の悪化が顕在化している区間について、水量豊かな河川に再生させることを強く求められていることを踏まえ、これまで実施してきた河川維持流量の確保のための各種施策による効果、課題等を総合的に評価する。 | |
| 評価の視点 | <ul style="list-style-type: none"> ・維持流量放流後の河川環境への効果の把握 ・維持流量放流後の河川環境に対する地元評価の把握 | |
| 評価の手法 | 河川管理者及び地元住民へのアンケート、モデルダムにおける詳細調査等 | |
| 実施体制 | 平成13年6月25日に設立した、学識経験者等からなる「発電放流研究会」の中で検討。 | |
| 検討状況 | これまでに研究会を1回開催。年度内に取りまとめ予定。 | |